

2025年度

研究出版助成金受給研究概要

公益財団法人
日本証券奨学財団

2025年度研究出版助成金受給者

出版代表者（著者）		研究出版物タイトル	出版形態	金額(万円)	頁
大東文化大学 法学部・法学研究科 准教授	オウガクシ 王学士	サイバー保険の理論的基礎とその展開	単著	100	7
東洋大学 経営学部 准教授	キムラユウト 木村裕斗	グループ・クリエイティビティ 一個人と集団のインタラクション が生み出す変革—	単著	100	8
山形大学 学術研究院 准教授	サトウユタカ 佐藤豊	動態的な著作権の制限規定—オーストラリア著作権法からの示唆	単著	100	9
東京大学大学院 総合文化研究科 助教	シンタニサトミ 新谷里美	間接収用の法理—国際投資法上の補償基盤	単著	100	10
亜細亜大学 経営学部 准教授	スズキトモヒロ 鈴木智大	経営者による業績予想の開示戦略	単著	100	11
横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授	セキネタケマサ 関根豪政	政府調達の国際規制	単著	100	12
北海道大学大学院 経済学研究院 准教授	フカヤマセイヤ 深山誠也	高齢者介護組織の経営—資源、活動、価値基準のパッケージ—	単著	100	13
東京大学 先端科学技術研究センター 特任助教	モリアキコ 森晶子	先端教育共創の実践と展望	単著	100	14
立命館アジア太平洋大学 国際経営学部 教授	ヤンジョンウ 梁最宇	内部監査の機能と成果—コーポレートガバナンスからの考察—	単著	100	15
—————		9件	900万円	—	

出版著書名

サイバー保険の理論的基礎とその展開

著　　者

大東文化大学 法学部 准教授 王　　学　士

著書の概要

本書では、サイバー保険の機能的位置付けを確認し、制度論的アプローチを検討する上、サイバー保険の制度化のあり方について本格的な理論的検討を行った。

第1に、米国法の検討を通じて浮かび上がってきたのは、サイバー保険の発展のジレンマにおいて解決すべき最初の問題は、それがサイバーセキュリティ法制度構築の一環としてどのように制度化されるのかという点である。「保険＝ガバナンス」理論、すなわち、保険契約条項の解釈によって第三者による監督の効果を明らかにしており、官民連携に着目しつつ、場合によって「官」を「民」化することを含め、保険加入を通じたリスクコントロールの可能性と限界の側面からの検討も深めるべきであると指摘した。

第2に、本書は、サイバー保険の制度化の基本的ロジックは、保険固有の「サイレント・リスク」分散の機能を基に、法定義務の契約化の形で、保険市場がサイバーリスクガバナンスの参加者として導入されるとともに、被保険者自身のサイバーセキュリティの予防義務を果たす方法を検討する必要があると提案した。また、サイバー保険の制度化のあり方として、サイバーセキュリティ情報の共有と告知義務との関係の規整やサイバー保険における告知義務の意義の再検討案を提示した。

第3に、本書は、海上保険においてサイバーリスクがどのように捉えられているのか、サイバーリスク免責条項におけるサイバーリスクの定義などの問題があることを示した上で、特に、サイバーリスクと堪航性および因果関係の問題を検討した。意味が不明確な条項については、海事サイバーリスクが侵害する法的利益の種類とその影響度をこれ以上区別することはできず、多様な危険に対処するうえでも、保険事故に至る因果関係の文言における工夫も必要となると指摘した。

第4に、海事サイバーセキュリティには一般的なサイバーセキュリティとは違う特殊性がある所以、本書では、海事サイバーリスクの特性に着目しつつ、サイバーリスクが生じた場合の保険者のてん補責任への影響を分析した。

出版著書名

グループ・クリエイティビティ

—個人と集団のインタラクションが生み出す変革—

著　者

東洋大学 経営学部 准教授 木　村　裕　斗

著書の概要

本書は集団における創造性を引き出すメカニズムを明らかにすることを目的とし、創造性を導く個人・集団・組織レベルのダイナミクスを探求したものである。特に、組織の「あるべき論」を提示する規範的アプローチではなく、必ずしも理想的な環境が整っていない現実の中で、組織メンバーが主体的に創造的成果を導出する方略を選択し、実践するための記述的かつ処方的アプローチを重視した。

本書は大きく三部から構成される。第1部「集団：創造性を導くチーム学習」では、集団特性とチーム学習行動が創造的成果に与える影響を、構造方程式モデリングを用いて検証した。その結果、知識のオーバーラップ、リフレクション、多様化といった学習行動が創造性を促進する主要な要因であることが示された。また、多母集団同時分析の結果から、理想的な集団特性が欠けているチームにおいても創造的なパフォーマンスを引き出すための学習行動のタイプを明らかにした。

第2部「個人：創造的思考態度の形成」では、個人特性とチーム学習行動の相互作用を通じて、創造的思考態度がどのように形成されるかを検討した。アイデアの拡散・収束のプロセスにおける個人特性とチーム学習の影響を詳細に検証し、チーム学習が必ずしも万能ではなく、メンバーのパーソナリティによっては逆効果となる場合があることを指摘した。

第3部「組織：創造的変動と革新性の広がり」では、組織全体の革新性を高めるための個人間コミュニケーションや態度変容のプロセスについて、マルチエージェント・シミュレーションと会話分析を通じて検証した。シミュレーションの結果、集団特性の条件によって、組織全体の革新を導くコミュニケーション方略が異なることが明らかになった。また、産学連携による教育プログラム開発を事例とした実際のミーティング・データに基づき、対話を通じた態度変容のプロセスを検討し、少数派がマイノリティ・インフルエンスを行使して多数派の態度変容を導く手法を論じた。

出版著書名

動態的な著作権の制限規定

—オーストラリア著作権法からの示唆

著　　者

山形大学 学術研究院 准教授 佐　藤　　豊

著書の概要

著作権に抵触する行為のなかには、許諾を不要とすべきものがある。本書は、著作権の制限が求められる事態に迅速かつ適切に対応する制度設計を提唱する。

具体的にはまず、著作権分野の基本条約であるベルヌ条約（1886年原条約～1971年パリ改正条約）をはじめとする多国間条約の変遷を検討し、著作者の権利拡張と権利制限の変遷を明確にする。これを踏まえ、締約国に、一定の著作権の権利制限を義務づけている、視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約への対応を題材に、各国の権利制限規定の類型を分析する。

その上で各国の規定類型を分析した結果、制限規定を個別列挙する日本は、法改正まで条約加入が遅れたことを指摘する。また、一見広範なフェアユース規定を有する米国も、同規定ではなく個別列挙規定の新設を待ち、加入に時間を要したことを指摘する。

他方、豪州著作権法は、フェアディーリング規定、個別列挙規定に加え、抽象的で緩やかな「受け皿的規定」を有していた。この規定により、同国は法改正なく迅速に条約に加入し、その後により具体的な法整備を行った。これは、まず柔軟な規定によって必要な対応を行い、後に具体性のある規定へと発展させる「動態的な著作権の制限規定」の有効性を示している。

本書は、米国が迅速に対応できなかった要因として、裁判所によるフェアユースの制度運用が硬直的となり、柔軟性が発揮できていない点を挙げる。現に米国は、フェアユース規定ではなく、個別列挙規定の新設でマラケシュ条約に対応している。

本書が提唱する「動態的な著作権の制限規定」の発想は、このフェアユースの限界を克服し、将来の著作権制限が求められる事態に柔軟に対応する制度設計である。

そして最後に、本書では受け皿的規定に求められる条件として、国際条約との整合性、制度の機能性、刑事罰との関係の三点を挙げ、詳細に検討している。

出版著書名

間接収用の法理——国際投資法上の補償基盤

著　　者

東京大学大学院　総合文化研究科　助教　新　谷　里　美

著書の概要

本書は、「間接収用」という制度の本質を歴史的・法理論的に再構築し、国際投資保護協定上の適切な解釈を導く試みである。

近年、環境や労働問題への関心の高まりとともに、国家による規制措置が増加する一方で、国家が実施する規制措置により外国人投資家の財産権が損失を受ける事例も増えている。本書では、当該状況下で、権利の移転を伴わない国家の規制措置が国際投資保護協定上の「間接収用」に該当するのかを検討する。

従来の研究では、国家の行為が間接収用に該当するか否かの判断基準として、「効果テスト」と「性質テスト」のどちらが適切かが議論されてきた。しかし本書序章では、この枠組みの不十分性を示し、新たな枠組みを提示する。

第1章では各国の国内法における規制措置に対する補償の理解を整理し、公共の利益のための負担を衡平に分配するという原則が広く認められていることを確認した。

次に第2章では、国際法上の収用に関する歴史的議論をたどり、権利の移転の有無にかかわらず、衡平な負担分配を目的とした補償の必要性が一貫して支持してきたことを明らかにする。

第3章では、不当利得を補償の根拠とする理解を検討し、国際法における「不当利得」概念が権利の移転を前提としていないこと、収用の補償はあくまで「衡平負担」の原則に基づくものであることを示す。

第4章では国際投資保護協定上に公正衡平待遇義務規定が挿入されるに至った歴史的経緯をたどることで、間接収用規定と公正衡平待遇義務規定はその保護法益や目的を異にしており、それぞれ固有の法的意義を有することを示す。

最後に第5章において、投資仲裁判断における収用該当性の評価基準を検証し、既存の投資仲裁判断において用いられた評価基準の多くが問題をはらんでいることを指摘する。補償の根拠に照らせば、国家による措置の性質と効果を総合的に捉え、社会全体で負うべき負担が特定個人に過剰に課されていないかを精査すべきである。

出版著書名

経営者による業績予想の開示戦略

著　　者

亜細亜大学 経営学部 准教授 鈴木智大

著書の概要

本書の目的は、上場企業の経営者が公表する業績予想情報をもとに2つの開示戦略を識別し、その経済的帰結を分析することにある。本書では、過年度の期中における業績予想修正情報に注目し、その一貫性をもとに2つの開示戦略を提示している。1つは一貫した上方修正を行う企業であり、投資家の期待をコントロールすることを狙いと考え、通期型の期待マネジメント戦略と称している。もう1つは一貫した下方修正を行う企業であり、高い目標を社外に公表することでより高い成長を目指していると考え、目標設定理論に基づく開示戦略と呼んでいる。提示した2つの開示戦略について分析を行った結果、以下のことが明らかとなった。

①開示戦略に対する投資家の反応

投資家は過年度の開示戦略を概ね踏まえたうえで、期初に公表される業績予想を評価しているといえるが、通期型の期待マネジメント戦略を採用する企業が公表する期初予想が減益予想であるとそれに過剰に反応し、よりネガティブに評価していることが観察されている。

②開示戦略を有する企業の成長性

経済環境が比較的堅調に推移している時期においては、開示戦略と将来の業績成長の関係は予測通りの結果であった。具体的には通期型の期待マネジメント戦略を採用する企業は開示戦略を実行するためにリスクを抑えると予測し、実際に業績の伸びは対象群よりも低かった。目標設定理論に基づく開示戦略を採用する企業は狙い通りにいけばより高い成長を遂げることができると予測し、実際に対象群よりも高い成長を記録していた。ただし、株式市場はこうした将来の利益成長を株主価値に適切に反映していない可能性が示唆された。

本書の分析結果を要約すると、一貫した業績予想修正行動を取る企業が存在しており、その行動は持続性が観察されることから開示戦略を有していると考えられる企業が一部存在している。そして、業績予想は将来の目標にもなるため、開示戦略は当該企業の将来の成長を規定している可能性がある。こうした業績予想の開示戦略に対して投資家は短期的には概ね開示戦略を踏まえて評価しているが、中長期的には以前の修正情報に引っ張られてミスプライシングしている可能性がある。

出版著書名

政府調達の国際規制

著　　者

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 関根豪政

著書の概要

本書『政府調達の国際規制』は、国際、地域、そして国内の政府調達を巡る各ルールが各層で個別に研究されてきたのみであるという背景を受けて、それらの規律を総合的に分析することで、世界的な政府調達規律が国家を超えた「重層的な構造」の中で発展していることを解説している。よって、全3部14章の構成の中において、第1部にて、重層的な構造の現状と理論的な意義を考察した上で、世界貿易機関（WTO）の政府調達協定（GPA）、自由貿易協定（FTA）内のルール、そして各国の国内の政府調達法制が相互に関連しあう状況にある様相を分析している。第2部においては、それら「重層的規律構造」への挑戦として、環境や労働、人権といった現代的な論点がどのように作用しているか分析し、重層的規律構造の意義と課題を検討している。そして第3部においては、日本における政府調達関連法制を分析することで、国内法制がいかに国際的な文脈における政府調達規律で意義を有しているかという点の明確化を試みている。

本書の分析を通じて分かることは、現在の国際的な政府調達規律は重層的な構造を構築しているが、その特徴は、WTO/GPAという中央集権的な意思決定の場で統一的に形成するには至っておらず、FTAや各国の国内法制度の中で分権的に規律の形成を行う形式となっているという点である。かかる規律構造が適切に機能するためには、各層におけるルール形成や運用が他層と有機的に連動して、総体としてガバナンス構造を構築することが肝要になる。本書では、現行の国際的政府調達規律はこれが一定程度実現されていることを発見したが、同時に、理論及び制度の両側面で議論をより一層精緻化させることができが重層的ガバナンス体制の成熟に必要という認識に至っている。加えて、自由貿易概念の退潮が顕著という近年の情勢で、各国の国益や自律性の確保と経済的利益が追求できる枠組みへの配慮も必要ということを検討している。

出版著書名

高齢者介護組織の経営

—資源、活動、価値基準のパッケージ—

著　　者

北海道大学大学院 経済学研究院 准教授 深　山　誠　也

著書の概要

本書は、わが国の高齢者介護組織が「なぜ」そして「どのように」経営されるのかを実証的に解明し、高齢者介護組織の経営に関する理論構築を目指したものである。

わが国では、世界に先駆けて、超高齢社会に突入し、今後、高齢化率はますます高くなると予測されている。2025年度には、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になった。後期高齢者の増加は、必然的に介護を必要とする高齢者の増加をもたらした。さらに、高齢者を支える家族の状況も変化し、家族だけによる高齢者介護は困難になった。こうしたなか、2000年に介護保険制度が開始され、高齢者介護は主に事業者によって担われるようになり、高齢者介護組織の重要性は一層高まった。

他方、高齢者介護組織には、重度の要介護高齢者の増加や介護人材の不足などの問題が生じており、従来の経営方法では、社会から期待される介護サービスの提供が困難になっている。このため、高齢者介護組織の経営は、現代社会において解明すべき喫緊の課題となっている。しかし、高齢者介護組織の経営に関しては、理論と実証の双方に裏付けられた説得力のある議論は十分になされてこなかった。

本書では、さまざまな高齢者介護組織のうち、わが国の社会福祉法人を分析対象として取りあげ、その経営に関する定量的研究と事例研究を試みる。まず、高齢者介護組織の経営を記述・分析するための著者独自の理論的枠組である「資源、活動、価値基準のパッケージ」を設定する。次に、高齢者介護組織を対象とする質問票調査によって収集されたデータの定量的研究を試み、有効な戦略類型とその特徴を詳細に析出するとともに、有効な戦略類型を採用している2組織（北海長正会とさつき会）を特定する。そして、これら2組織に関する動態的な事例研究の分析結果にもとづき、高齢者介護組織の組織能力の構築・変革に関する25の発見事実を析出するとともに、11の命題を導出する。最後に、本書の理論的意義、実践的な行動指針、および今後の研究課題に言及する。

出版著書名

先端教育共創の実践と展望

著　　者

東京大学 先端科学技術研究センター 特任助教 森　　晶　子

著書の概要

本書は、東京大学先端科学技術研究センターにおいて著者が立ち上げた「先端教育アウトリーチラボ（AEO）」での4年間にわたる実践を基盤とし、中等教育と高等教育の持続的・発展的な連携を実現するための学際的なアクションリサーチを中心とする。

アクションリサーチの中心テーマは、教育現場における多様な主体間のコンフリクトを乗り越え、相互理解と協働を促進し、より良い教育機会を実現する専門人材を「教育アウトリーチ・コーディネーター」（以下、コーディネーター）と定義し、その役割、意義、そして求められるコンピテンシーを明らかにすることにある。

著者は、日本における高大連携や、高校の探究学習に関する変遷、海外の先行事例等も参照しつつ、そこでの課題を「担い手に関する議論の希薄さ」と「アクセス格差」であることを捉えた。そして、本書では「担い手」に着目し、国内外でのインタビュー調査をもとに、日本の高大連携の現場のコンフリクトや、コーディネーターの必要性を示唆すると共に、海外大学における専門職コーディネーターの役割を明らかにした。また、AEOの実践を分析的オートエスノグラフィーやアンケート調査の分析等により、コーディネーターが教育活動を媒介・設計し、大学院生の参画の促進、学校カリキュラムとの接続等を通じて教育の質的向上に寄与する可能性を描き出した。

理論的には、エコシステム論、カリキュラム研究、変容的学習論を横断的に参照し、実践・理論・研究を架橋した構成とした。

最終章では、今後の公教育の変革を目指し、多主体共創型の教育モデルの社会実装、教員を含めた人材育成、持続可能な仕組みづくりに視座を広げる。教育をベースにしつつ、組織論や STEAM 分野、公共政策等の領域を結び付けた学際的な新分野として「先端教育共創」への深化発展を展望する。

出版著書名

内部監査の機能と成果

—コーポレートガバナンスからの考察—

著　　者

立命館アジア太平洋大学 国際経営学部 教授 梁　　最　　宇

著書の概要

本書は、コーポレートガバナンスの観点から内部監査の機能と成果を体系的に分析し、ガバナンス向上への貢献メカニズムを解明している。従来断片的に扱われていた内部監査の各テーマをガバナンスの枠組みで統合的に整理した点に学術的意義がある。

前半では、内部監査のガバナンスにおける位置づけを制度面から検討している。第1章では、ガバナンスをアカウンタビリティの連鎖構造として捉え、IIA (The Institute of Internal Auditors) の3ラインモデルを背景に企業組織を分析した。内部監査が監査上と内部統制上の二重のアカウンタビリティを担い、ガバナンス体制強化に中核的役割を果たすことを明らかにした。第2章では、国際比較を通じて内部監査の社会的要請を整理し、コーポレートガバナンス・コードの要求レベルが開示情報の質に直結することを解明した。内部監査情報の透明性向上が実質的なガバナンス向上に貢献することを示している。第3章では、日米韓の内部統制制度比較により、レポーティング方式と監査証明水準の違いが制度成果に影響することを検証した。特に日本では、内部監査が三様監査の連携を促進する中核機能を担い、多層的なガバナンス体制の実効性向上に貢献している。

後半では、実証研究により内部監査の成果要因を分析している。第4章の量的研究では、内部監査基準の遵守度が高いほど経営者やガバナンス機関の評価が向上することを実証した。品質向上が建設的な対話を促進し、ガバナンス機能を強化することを示している。第5章では構造方程式モデリングにより、内部監査のコンピテンシーと専門性が内部評価を媒介して利害関係者からの評価向上につながることを解明した。第6章ではIIAのCBOK (Common Body of Knowledge) データから体制・実効性・協力関係の3因子を特定し、これらが組織的に機能することで内部監査がガバナンス向上により効果的に貢献できることを明らかにした。